

信濃川水系河川整備計画案

(案)

【大臣管理区間】

平成25年8月
国土交通省北陸地方整備局

信濃川水系河川整備計画案(案)

【目次】

第1章 河川整備計画の基本的な考え方	- 1 -
第1節 計画の主旨	- 1 -
第2節 計画対象区間	- 2 -
第3節 計画の対象期間	- 4 -
第2章 流域及び河川の概要	- 5 -
第1節 流域の概要	- 5 -
第2節 河川の概要	- 7 -
第1項 地形	- 7 -
第2項 地質	- 7 -
第3項 気候	- 7 -
第4項 水利用	- 7 -
第5項 水質	- 8 -
第6項 自然環境	- 8 -
第7項 河川利用	- 8 -
第3章 河川の現状と課題	- 9 -
第1節 洪水と治水事業の沿革	- 9 -
第1項 既往洪水の概要	- 9 -
第2項 治水事業の沿革	- 11 -
第2節 治水の現状と課題	- 14 -
第1項 流下能力の向上・水位低下	- 14 -
1. 堤防整備の状況	- 14 -
2. 狹窄部等における洪水時の水位上昇、河積の不足	- 16 -
3. 大河津分水路の河積の不足	- 17 -
4. 既設ダムの効果[上流部・中流部]	- 18 -
5. 遊水機能の保全[上流部・中流部]	- 19 -
6. 霧堤の機能維持・保全[上流部・中流部]	- 19 -
7. 橫断工作物の改築	- 21 -
第2項 内水被害の軽減	- 21 -
第3項 河川管理施設の安全性確保	- 22 -
1. 地震・津波に対する堤防等の安全性確保	- 22 -
2. 浸透に対する堤防等の安全性確保	- 23 -
3. 流水の強大なエネルギーに対する堤防等の安全性確保	- 24 -
4. 支川合流部における洪水の安全な流下	- 24 -
5. 機能低下した河川管理施設の改築等	- 25 -
第4項 計画高水位等を超える洪水を踏まえた危機管理	- 26 -
1. 流域連携による危機管理	- 26 -

2. 沼澤域内の水害リスクの軽減	- 26 -
3. 水防、避難に資する情報提供等	- 27 -
第3節 利水の現状と課題	- 28 -
第1項 水利用	- 28 -
1. 水利用	- 28 -
2. 減水区間の状況[上・中流部]	- 29 -
第2項 流況	- 30 -
1. 上流部	- 30 -
2. 中流部	- 31 -
3. 下流部	- 31 -
第3項 水質	- 32 -
1. 水質	- 32 -
2. 水質事故	- 33 -
第4項 渇水被害	- 35 -
第4節 河川環境の現状と課題	- 36 -
第1項 河川環境	- 36 -
1. 河川環境の特徴	- 36 -
2. 動植物の生息・生育・繁殖状況	- 40 -
3. 河川環境上の課題	- 41 -
第2項 魚類の移動環境	- 43 -
1. 上流部	- 43 -
2. 中流部	- 44 -
3. 下流部	- 44 -
第3項 特徴的な河川景観	- 46 -
1. 上流部	- 46 -
2. 中流部	- 46 -
3. 下流部	- 47 -
第4項 人と河川とのふれあい	- 48 -
1. 河川空間の利用状況	- 48 -
2. レクリエーション・親水施設	- 50 -
3. 歴史・文化	- 53 -
第5節 維持管理の現状と課題	- 55 -
第1項 河川管理施設の維持管理	- 55 -
第2項 河道の維持管理	- 56 -
第3項 河川空間の適正な利用の推進	- 57 -
1. 不法行為の防止・解消	- 57 -
2. 地域と連携した河川管理	- 57 -
第4章 河川整備計画の目標	- 58 -

第1節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	- 58 -
第1項 災害の発生の防止又は軽減	- 58 -
1. 目標設定の背景	- 58 -
2. 整備の目標	- 58 -
3. 計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策	- 60 -
第2項 河川管理施設の適切な維持管理	- 60 -
第3項 水防、避難に資する適切な情報提供等	- 60 -
第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	- 60 -
第1項 流水の適正な利用及び正常な機能の維持	- 60 -
第2項 良好的な水質の維持	- 61 -
第3項 健全な水循環系の確保	- 61 -
第3節 河川環境の整備と保全に関する目標	- 61 -
第1項 河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地保全	- 61 -
第2項 良好的な景観の維持・形成	- 61 -
第3項 人と河川との豊かなふれあいの確保	- 61 -
第4項 河川空間の適正な利用と保全	- 61 -
第5章 河川の整備の実施に関する事項	- 62 -
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川 管理施設の機能の概要	- 62 -
第1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	- 62 -
1. 洪水の安全な流下対策	- 62 -
2. 内水対策	- 71 -
3. 河川管理施設の安全性確保対策	- 71 -
4. 計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策	- 79 -
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	- 81 -
1. 適正な流水の利用・管理	- 81 -
2. 水質の保全・改善	- 82 -
3. 健全な水循環系の構築	- 82 -
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項	- 83 -
1. 河川環境の整備と保全	- 83 -
2. 良好的な景観の保全・再生・創出	- 87 -
3. ふれあいの場の整備	- 87 -
第2節 河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所	- 88 -
第1項 河川の調査、状態把握	- 88 -
第2項 河川管理施設等の点検・維持管理	- 89 -
1. 堤防の維持管理	- 89 -
2. 堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理	- 89 -
3. 許可工作物の維持管理	- 91 -

第3項 河道の維持管理	- 92 -
1. 高水敷確保による堤防防護	- 92 -
2. 維持掘削	- 93 -
3. 適切な樹木管理	- 93 -
4. 土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握	- 93 -
5. 砂利採取の規制	- 94 -
6. 地域と連携した河川管理の推進	- 94 -
第4項 ダムの適正管理・運用	- 95 -
第5項 大規模地震発生の対応	- 96 -
第6項 流水の適正な管理	- 96 -
1. 渇水時の対応	- 96 -
2. 水質事故時の対応	- 96 -
第7項 人と河川とのかかわりの構築	- 97 -
1. 河川に関する歴史・文化の伝承	- 97 -
2. 環境学習・防災教育等への支援	- 97 -
第8項 河川空間の適正な利用の促進	- 98 -
1. 適正な利用の促進	- 98 -
2. 不法行為に対する監督・指導	- 98 -
3. 不法投棄対策	- 99 -
4. 不法係留船対策	- 99 -